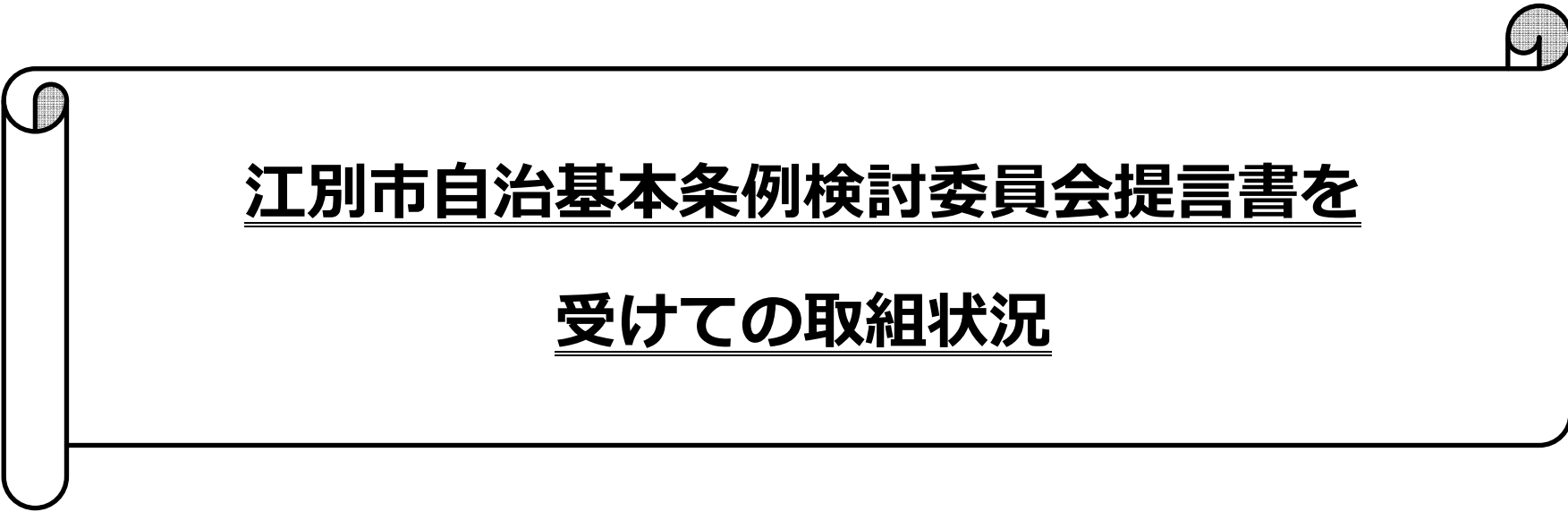




江別市自治基本条例検討委員会提言書を **受けての取組状況**

令和7年3月に、江別市自治基本条例検討委員会から市長へ提出された自治基本条例に関する
見直し結果をまとめた提言書の内容を踏まえ、市が進めている取組状況をお知らせします。

令和8年7月

江別市

自治基本条例検討委員会提言書を受けての取組状況(令和7年度実績)

	提言	関連条文	取組予定	取組の実施(予定)年度				令和7年度 取組実績
				R7	R8	R9	R10	
①	自治基本条例第1条及び第9条、第10条、第11条の各条文における「信託」については、それぞれの条文によって、異なる意味で使用されているため、「江別市自治基本条例 条文と解説」において、各条文における「信託」の意図が明確となるように工夫を行う必要がある。	第1条、9条、10条、11条	「信託」という言葉の意図が明確となるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」を改訂する。	○	－	－	－	解説のポイントとして、条項ごとの「信託」の意味を記載し、意図が明確になるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」の改訂を行った。
②	令和2年(条例施行から3回目の検討)に設置された自治基本条例検討委員会からの提言を受けて、「江別市自治基本条例 条文と解説」の冒頭に追記された、条例の法的位置付けを示した体系図について、自治基本条例が江別市の最高規範であることや、憲法や法律との関係性などが一見して伝わるように、さらなる工夫を行う必要がある。	第5条	自治基本条例の法的位置づけを示した体系図が一見して伝わるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」を改訂する。	○	－	－	－	法的位置付けを示した体系図を見直し、自治基本条例が江別市の最高規範であることや、日本国憲法や地方自治法との関係性などが一見して伝わるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」の改訂を行った。
③	「江別市自治基本条例 条文と解説」における第7条の解説中、“地方分権の時代を迎え”という記載については、国の第一次地方分権改革から30年以上が経過した現在では違和感があり、また、一つの文章の中に複数の主語が存在するなど、わかりにくい構成となっているため、解説文を見直す必要がある。	第7条	第7条の解説における一部の言い回しについて、わかりやすい表記となるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」を改訂する。	○	－	－	－	解説の古くなった記述や分かりにくい文章構成を見直し、よりわかりやすい解説になるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」の改訂を行った。
④	自治基本条例第2条では、“市民”の定義を定め、その中に市内で事業活動を行う者として事業者を含めている。また、第7条では、“市民”の責務を定めている。 さらに、第8条では“事業者の責務”を定めており、事業者には、市民としての責務と事業者としての責務があると解釈できるが、このことは、条例制定時の議論、また、企業の社会的責任、地域貢献の意義を反映したものと理解できる。 このような、自治基本条例において事業者の責務に関する条項を設けた意図が伝わるように、「江別市自治基本条例 条文と解説」に条文を設置した理由や事業者の範囲に関する記載を加えることが望ましい。	第8条	事業者の責務に関する状況を設けた意図が伝わるように「江別市自治基本条例 条文と解説」を改訂する。	○	－	－	－	解説の分かりにくい文章構成を見直し、事業者の責務に関する条項を設けた意図や事業者の範囲が伝わる解説となるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」の改訂を行った。
⑤	江別市議会では、開かれた議会を実現するために、「市議会だより」の発行や本会議の動画配信、市民との意見交換の場となる「市民と議会の集い」の開催などが進められており、このことは、自治基本条例に掲げる“情報共有の原則”にかなっていることから、引き続き、こうした取組を進めるとともに、市民への積極的な情報発信を期待する。	第9条	・議会だより及びフェイスブック等による情報発信や本会議の動画配信のほか、市公式LINEなどを活用した情報発信を行う。 ・「市民と議会の集い」の開催方法を工夫するなど、開かれた議会に向けた取組を進める。	○	○	○	○	・議会だより及びフェイスブック等による情報発信や本会議の動画配信のほか、市公式LINEなどを活用した情報発信を行った。 ・「市民と議会の集い」を出張型へ変更し、より開かれた議会になるように取組を進めた。
⑥	市民自治によるまちづくりの実現に向けては、職員一人ひとりが自治基本条例の理解を深め、役割と責務を果たすことが重要であり、中でも、市民参加の推進のためには、附属機関等の設置や意見公募(パブリックコメント)をはじめとする個別の手法についての知見が求められる。 このため、自治基本条例の職員への周知のほか、附属機関等の設置にあたっては、目的に合った委員構成となるように適切な検討を行うなど、職員の意識及び能力の向上に継続して努める必要がある。	第12条、24条	・職員の自治基本条例への理解を深めるため、庁内ネットワークにおける周知や、自治基本条例の認知に係るアンケートを実施する。 ・自治基本条例を意識した業務ができるよう、職員向けに研修を行う。	○	○	○	○	・職員の自治基本条例への理解を深めるため、庁内ネットワークでの定期的な周知やアンケート調査を行った。 ・新規採用職員研修「中期研修」において、市民生活課(市民協働担当)の職員が講師を務め、自治基本条例について研修を行った。

自治基本条例検討委員会提言書を受けての取組状況(令和7年度実績)

	提言	関連条文	取組予定	取組の実施(予定)年度				令和7年度 取組実績
				R7	R8	R9	R10	
⑦	地球温暖化による異常気象や全国各地で発生している大雨、地震等による災害、また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の経過などから、大規模災害や感染症のまん延に対する備えの重要性が高まっていると考えられる。そのため、市民への情報提供や体制整備、市民の防災・感染対策の意識向上や配慮が必要な方への支援などの取組について、引き続き、自治会等との連携や緊急時の情報発信、出前講座での周知啓発に努めることが望ましい。	第17条	・災害時、自ら避難することが難しい人を地域の共助により支える「避難行動要支援者避難支援制度」について、制度へ協力する自治会が増加するよう周知啓発を行う。 ・災害に関する講話や避難所の運営訓練など、出前講座として複数のメニューを用意し、市民へ防災知識の普及啓発を行う。 ・HPや防災情報提供サービス(SNS・メール・電話・FAX)、テレビを通じた地デジ広報サービスを活用し、災害情報の発信を行う。 ・防災情報提供サービスへの登録者の増加を図る。	○	○	○	○	・避難行動要支援者避難支援制度について、自治会向けに説明会や出前講座を行った。 ・出前講座や各種訓練等で、市内小中学校及び開設避難所に災害情報掲示板を設置することについて周知した。 ・出前講座や各種訓練等で、防災情報提供サービス(メール・電話・FAX)やSNSによる災害情報伝達について周知した。
⑧	自治基本条例アンケートの結果から、ホームページやSNS等のデジタルツールから情報を収集する市民が増えており、新型コロナウイルス感染症がまん延した際には、多くの市民が対面によるコミュニケーションを控え、SNS等を活用して情報収集に努めたことは記憶に新しい。一方で、紙媒体である広報誌がいまだ多くの市民にとって主要な情報源となっていることが確認できた。 このことから、現在は、デジタル化へ向かう過渡期にあって、当面は紙媒体とデジタルの両輪で情報提供を行っていく必要があるため、SNS等を活用して、求める人に応じた効果的な情報提供を行うほか、広報誌の配置場所の周知など、多くの人に情報が伝わるような取組に努めることを期待する。	第21条	・市ホームページの更なる充実やSNSなどを通じた情報提供、LINEの友だち登録者数の増加に努める。 ・市内の広報誌配置箇所の周知を行うほか、配置箇所の増加を検討する。	○	○	○	○	・「江別市LINE公式アカウント 友だち募集中」のチラシを自治会に回覧した。 ・広報誌の配架場所をHP等で周知した。
⑨	情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、行政の透明性を確保するための重要な仕組みであることから、市民が制度を理解し、必要な時に利用できるよう、わかりやすい周知に努める必要がある。	第22条	情報公開制度について、市民が制度を理解し、必要なときに利用できるよう、市ホームページを見直し、わかりやすい周知に努める。	○	—	—	—	市ホームページの見直し及び公文書公開請求のインターネットによる申請を導入した。
⑩	「個人情報の保護に関する法律」の制定、改正により、個人情報の保護に関する取組が進展し、一定程度、制度として有効に機能しているものと評価できるが、デジタル化が進む社会状況を踏まえると、引き続きセキュリティ対策など、市民が安心できるよう十分な対応に努める必要がある。	第23条	情報セキュリティ研修を引き続き実施し、個人情報等の取扱いについて、職員一人一人の意識向上に努めるほか、年々高度化・巧妙化し続けるサイバー攻撃等に対し、個人情報を含む情報資産を守るための必要なセキュリティ対策の見直しを適宜進める。	○	○	○	○	新規採用職員研修の場で情報セキュリティ研修を実施し、入庁間もない時期から個人情報等の取扱いについての意識醸成に努めた。 その他、事務取扱担当者等を対象に、以下の研修を受講した。 ・eラーニングによる情報連携に向けた研修 ・個人情報セキュリティ講習会(北海道主催) ・プレCYDERオンラインコース
⑪	“市民参加”については、法令等で規定されるような一般的な定義がなく、様々な意味に捉えることもできる。一方で、自治基本条例では、政策の立案や実施、評価の段階において、市民が市政に参加するとの意味で用いられ、これに基づいて、附属機関等の設置や意見公募(パブリックコメント)などの市民参加の手法が実施されることが想定されていることから、このことが明確に伝わるような記載を「江別市自治基本条例 条文と解説」に加える必要がある。	第24条	条例における「市民参加」という言葉の意図が明確に伝わるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」を改訂する。	○	—	—	—	解説に「市民参加」の意味を追加し、意図が明確になるよう「江別市自治基本条例 条文と解説」の改訂を行った。

自治基本条例検討委員会提言書を受けての取組状況(令和7年度実績)

	提言	関連条文	取組予定	取組の実施(予定)年度				令和7年度 取組実績
				R7	R8	R9	R10	
⑫	自治基本条例制定後、附属機関等をはじめとする市民参加の機会は拡充されてきていることから、その情報がよりわかりやすく市民に伝わることが重要である。 また、本委員会では、自治基本条例アンケートの実施に際し、より多くの回答が得られるように、レイアウトや文面に対する議論を行い、Webによる回答を取り入れたところであるが、こうした例も参考に、附属機関等の委員公募における要件をわかりやすく提示するなど、引き続き、市民がより参加しやすくなる工夫に努めることを期待する。	第24条	市民が、附属機関等の委員公募などの市民参加手続に参加しやすいよう、必要に応じて、周知内容や手法に係る必要事項や留意事項などを掲載した職員向けのガイドラインを改訂する。	○	○	○	○	附属機関等の委員数構成の検討や公募委員募集時の留意事項などを加筆し、実務に即したガイドラインとなるよう職員向けのガイドラインの改訂を行った。
⑬	自治基本条例アンケートの結果から、令和2年に設置された自治基本条例検討委員会からの提言を受けて作成した、パンフレット等を用いた周知啓発の効果は一定程度評価できる一方、自治基本条例や「江別市市民参加条例」の認知度はいまだ十分とは言えない状況にある。 また、自治会活動をはじめ、自分が参加している活動が“協働”であることを意識していない市民が多いことから、“協働”という言葉の認知度と活動への参加実態とに乖離があることが確認できた。一方で、「市民活動センター・あい」の利用者が増えるなど、具体的な活動や情報は広まりつつあると考えられる。 市民参加、市民協働の概念と実際の活動との関連付けにも配慮の上で、引き続き、パンフレットや広報誌、SNS等を活用して、周知啓発に取り組む必要がある。	第24条、 25条	・パンフレット、広報えべつ、SNSや動画などを活用し、自治基本条例や市民協働、市民参加について、更なる市民周知を行う。 ・自治会活動が協働の取組であることが伝わるよう、自治会向けパンフレット等に掲載する。	○	○	○	○	・自治基本条例啓発リーフレットを市民参加や市民協働の事例を織り交ぜたものに改訂し、「はたちのつどい」や市内の大学、駅、公共施設などで配布した。 ・市民のまちづくり活動を広報えべつで紹介した。 ・自治基本条例PR動画を市民会館、EBRI、ぱらっと、市内大学のデジタルサイネージで放映したほか、市HPからも見るができるようにした。 ・自治基本条例における協働のまちづくりについて子どもの頃から知ってもらうため、小学4年生、中学2年生を対象に、市内全校で「早朝ミニ講座」を実施した。
⑭	自治基本条例アンケートの結果から、市民協働に対する意識や理解が十分に浸透していないものと判断されることから、市民協働に関する条例を制定する時期に達しているとは言い難い。 引き続き、自治基本条例の周知啓発に努め、協働条例に対する機運の高まりを確認した上で、改めて条例の制定の必要性について検討すべきである。	第25条	毎年の市民アンケートより、自治基本条例の認知度を量り、協働条例に対する気運の高まりを確認し、次回の自治基本条例検討委員会の検討に備える。	○	○	○	○	次回の自治基本条例検討委員会の検討に備えるため、令和7年度まちづくり市民アンケートで自治基本条例の認知度(33.3%)を測った。
⑮	江別市の区域を越えて、広域的に対処すべきまちづくりの課題を解決するため、市では、災害時の職員派遣や健康、医療分野などについて他自治体との連携が進められている。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響などから、中断した取組もみられるが、広域的な課題の解決につながるよう、引き続き、他の自治体等との連携・協力が推進されることを期待する。	第27条	さっぽろ連携中枢都市圏や災害時連携などの取組を継続するほか、広域的に対処すべき課題等が生じた場合など、必要に応じて他自治体や関係機関等との連携を図る。	○	○	○	○	・さっぽろ連携中枢都市圏防災担当課長会議や各種訓練等を通じて顔の見える関係を構築し、他自治体や関係機関等と連携強化を行った。